

論 点（案）	御議論いただきたい事項	法務大臣政務官PT報告書の記載(抜粋)
1 プログラムの基本的な構成	① コース設定 - 入国前・入国直後の学習（Aコース（仮称））と、永住許可や帰化に向けた学習（Bコース（仮称））で、段階的に内容を高度化していくことについて ② 学習方法 （生活学習）I C T教材によるeラーニング（オンデマンド）を中心とし、合わせて対面講座の受講を推奨することについて （日本語学習）Aコース（仮称）について、eラーニングを中心としつつ、Bコース（仮称）について、認定日本語教育機関等を活用した対面講座（同時双方向型オンライン）を中心とすることについて ③ 学習の評価 - 学習量（時間数）や能力評価の指標（日本語能力）の在り方について ④ 対象者 - 優遇措置の対象となっている場合（高度専門職）、日本語能力が要件となっている場合（育成就労等）、生活学習や日本語学習が義務付けられている場合（育成就労）の取扱いについて - 対象者の年齢に関する考え方について	- 入国前及び入国直後に基礎的な日本語と生活上のルールやマナー等を学ぶためのプログラムと、我が国への長期間の滞在や永住等を希望する外国人を想定して、在留中に、自立した言語使用者としての日本語能力と、日本の制度等に関する幅広い事項を学習するためのプログラムを提供すべきと考えられる。【４頁】 - 対面学習の有効性に鑑み、入国前から対面学習や双方向型（インタラクティブ）のオンライン学習ができることが理想的であるが、そのような環境を一般的に整備することは困難であることから、まずは、I C Tを活用して、海外でも利用できるオンデマンド学習の環境を整備していく必要がある。【７頁】 - I C Tを活用する場合、ライフスタイルに合わせて学習することができるよう、オンデマンドの学習コンテンツの作成を目指すべきと考えられる。【７頁】 - 日本語学習については、認定日本語教育機関や登録日本語教員を活用するための具体的な仕組みに関する検討を要する。【９頁】 - 学習量については、入国目的である活動との両立が可能な範囲とするよう検討すべきではないか。この場合において、技能実習制度における入国後講習における学習時間が原則として第１号技能実習の予定時間全体の６分の１以上であること、育成就労制度における入国後講習における学習時間が３２０時間以上であること等を参考に、学習時間を検討してはどうか。【５頁】 - 日本語学習については、学習量のほか試験に合格していることも評価（一定の試験に合格していれば受講を免除）される仕組みとすべきではないか。【６頁】 - 基本的には、中長期の在留を目的とする外国人を幅広く対象として、学習プログラムを作成すべきと考えられる。【７頁】 - 中長期在留者ではあるが、短期間の滞在しか予定していない外国人や、我が国の経済成長に積極的に寄与する専門性の高い人材等について、学習プログラムの在り方を検討する必要があるのではないか。【７頁】 - 技能実習制度（及び育成就労制度）においては、受入れ機関等が、入国（前）後講習において日本語や日本での生活一般に関する知識等の科目に関する講習を実施することとされており、また、特定技能制度においては、受入れ機関等が、生活オリエンテーションの実施や日本語学習の機会の提供を義務付けられていることに留意して、これらの受入れ機関等による学習支援の内容と、学習プログラムの内容との関係について整理する必要がある。【７頁】 - 外国人の子どもについては、学校等に就学することが望ましいことや他国の状況等を踏まえて学習プログラム受講の必要性を検討するべきではないか。【７頁】
2 学習内容	① 生活学習 「生活・就労ガイドブック」を内容のベースとすることについて - ライフステージに応じて発展・充実した内容を学習できるようにすることについて - 永住者、帰化希望者を想定した学習内容について ② 日本語学習 「日本語教育の参照枠」を参照した「生活Can Do」ベースとすることについて - 学習プログラムでの最終目標を「自立した言語使用者」レベルとすることについて - Aコース（仮称）で目指すレベルについて - Bコース（仮称）について、中期、長期の２段階の達成レベルを設定することについて - Bコース（仮称）では、認定日本語教育機関等の活用を検討することについて	- 生活学習に関しては、「生活・就労ガイドブック」の内容を基にしつつ、具体的な内容や追加すべき事項等について知見を有する関係者から意見を聴取するなどして検討し、学習カリキュラムを作成するのが適当であると考えられる。【５頁】 - 中期以降の学習プログラム（生活学習）では、ライフステージに合わせて学習内容（例：出産・育児、教育、介護等）を選択できるような仕組みとし、ライフステージごとの学習ニーズに応えることができるものにすべきと考えられる。【５頁】 「生活・就労ガイドブック」に基づいて長期滞在や永住を希望する者が学ぶべき内容に加え、帰化希望者を想定した学習内容を用意する等、更に慎重な検討を行う必要があるのではないか。【６頁】 - 日本語学習については、教育・就労・生活等の場面における実践的なコミュニケーション能力の向上を目指す内容とすべきである。また、入国前・直後の学習プログラムと、中期以降の学習プログラムの中で段階的に水準を高め、「自立した言語使用者」として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力の水準への到達を目指すものとすべきと考えられる。【５頁】

日本語・生活学習プログラム（仮称）に係る主な論点 2 / 2

論 点（案）		御議論いただきたい事項	法務大臣政務官PT報告書の記載(抜粋)
3	受入れ機関の役割	○ <u>受入れ機関の役割</u> 特に次の内容を中心とする学習支援の在り方について ・ 家族(「家族滞在」)を含めた受講状況の確認及び受講支援 ・ 本人と家族に対する対面講座の受講促進 ・ 勤務時間内に受講できる環境の整備 ・ 国による標準コンテンツ（デジタルコンテンツ、教材等）を利用した講座の実施	・ 国が日本語学習・生活学習のためのコンテンツ等を提供することを前提に、就労目的の外国人を受け入れる機関に対しては、外国人及びその家族に対する日本語学習及び生活学習の支援を一層強力に求めていく必要があるのではないか。【11頁】 ・ 技能実習制度（及び育成就労制度）においては、受入れ機関等が、入国（前）後講習において日本語や日本での生活一般に関する知識等の科目に関する講習を実施することとされており、また、特定技能制度においては、受入れ機関等が、生活オリエンテーションの実施や日本語学習の機会の提供を義務付けられていることに留意して、これらの受入れ機関等による学習支援の内容と、学習プログラムの内容との関係について整理する必要がある。【7頁】 ・ 外国人の受入れ人数が今後一層増加すると見込まれることからすれば、・・・受入れ機関の役割については、外国人の受入れによる裨益の観点を踏まえ、より踏み込んだ検討をすべきである。【13頁】
4	地方公共団体の取組との関係	① <u>地方公共団体（都道府県・市区町村）における取組</u> ・ 地方公共団体における対面講習の重要性について ・ 国による標準コンテンツ（デジタルコンテンツ、教材等）の活用について ・ 地方公共団体による地域事情（地域独自のルール、方言等）の学習について ② <u>国と地方公共団体との連携</u> ・ 地方公共団体の対面講習等の取組に関する国の支援の在り方について ③ <u>地方公共団体間の連携</u> ・ 都道府県と市区町村との間の役割分担について	・ 国が I C T 学習を共通基盤として整備しつつ、地方公共団体が行う日本語教育や地域特性に応じた生活・文化に係る対面式やオンラインを活用した講習について、学習プログラム内の取組に位置付け、国として推奨するような役割分担を検討してはどうか。【10頁】 ・ 地方公共団体が対面講習で学習プログラムのコンテンツを活用する場合に利用できるよう、国が対面講習用の教本等を作成すべきではないか。【10頁】 ・ 地方公共団体が対面講習を行う場合においては、学習プログラムのコンテンツに加え、外国人が地域の事情・特性に即した内容（地域特有のルールや文化、方言等）を学習する機会を得られることが望ましいと考えられる。【10頁】 ・ 対面講習等の地方公共団体の取組を、国が支援する仕組みについて、検討してはどうか。【11頁】 ・ 地方公共団体の体制整備が難しい外国人散在地域において対面での学習機会を確保する観点から、国が民間団体に委託して、国が提供する学習コンテンツ（日本語学習・生活学習）に、地域の特性等に応じた内容を加えて、対面で講習を開催することについても検討してはどうか。【11頁】
5	在留審査への反映	① <u>在留審査における受講状況等の確認</u> ・ 在留審査での受講状況等の確認を、学習プログラム受講の動機付けとすることについて ・ 在留審査における確認の在り方について ◇入国前の学習状況の確認 ◇Aコース（仮称）の受講状況の確認（初回の在留期間更新許可申請の審査時等） ◇Bコース（仮称）の受講状況の確認（永住許可申請の審査時、10年以上など長期の滞在となる場合の在留申請の審査時、長期の在留期間の付与を希望する在留申請の審査時等） ・ 永住許可申請の審査においては、B1相当レベル以上の日本語能力の証明を求め、生活学習に関し、受講だけでなく理解度も確認することについて（参考）永住許可に関しては、学習プログラム導入前に、永住許可に関するガイドラインを見直し、我が国の制度・ルール等への理解度、B1相当レベル以上の日本語能力の有無を考慮要素とすることを検討中。 ② <u>帰化手続における受講状況等の確認</u> ・ Bコース（仮称）の受講状況を、帰化許可申請の審査で確認することについて ・ 帰化許可申請の審査においては、受講だけでなく生活学習に係る理解度も確認することについて	・ いずれの手続（在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可申請等）において、具体的に何を考慮事項とし、どのように審査に反映させるかについて検討する必要がある。【9頁】 ・ 永住許可申請だけでなく、一定の長期滞在を目的とする在留申請の際にも、学習プログラムの受講を許可要件とする方向で検討するべきである。【9頁】 ・ 永住許可及び帰化の審査においては、学習プログラムだけでなく、理解度も確認する必要があると考えられる。【10頁】
6	その他	○ 上記1～5以外の視点・留意事項等	